

ドイツにおける秘密出産の制度化 —匿名出産及び赤ちゃんポストの経験を踏まえて—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I 望まない妊娠・出産をした女性のための従来の公
的制度

1 妊娠葛藤相談

2 養子縁組

II 制度外の実践的取組み

1 匿名出産及び赤ちゃんポスト

2 問題点

III 秘密出産の制度化

1 妊娠葛藤法の改正

2 妊娠葛藤法以外の法律の改正

おわりに

翻訳：妊娠の葛藤状態の回避及び克服のための法律

はじめに

望まない妊娠をした女性が出産し、赤ちゃんを捨てる又は殺すということは、時代や社会を問わず見られる問題である。ヨーロッパでは、

中世にも、女性が面倒を見ることのできない子を置いていくことができる「回転箱」が修道院や孤児院に設置されていたという⁽¹⁾。

ドイツにおいては、1999年以降、キリスト教系福祉団体等の施設により、望まない妊娠により出産した女性が、子を匿名で当該施設に引き渡すことができる仕組みが提供されてきた⁽²⁾。ドイツには、このような仕組みとして、①匿名の引渡し (anonyme Übergabe)、②匿名出産 (anonyme Geburt)、③赤ちゃんポスト (Babyklappe) の3つがある⁽³⁾。匿名の引渡しでは、母が、施設の職員と事前にアポイントを取った上で、対面で子を引き渡す。匿名出産では、女性は医学的管理の下で子を分娩することができ、分娩後に子を施設に引き渡す。赤ちゃんポストには、様々な事情により子を育てることができない女性が、自宅等でお産した赤ちゃんを置いていくことができる⁽⁴⁾。これらのうち、匿名の引渡しの件数は少ないため⁽⁵⁾、本稿では扱わない。

望まない妊娠や出産をした女性のためには、かねてより、妊娠葛藤相談 (第I章1を参照。)

(1) 回転箱は、19世紀末まで見られていた。Harald Paulitz, „Babyklappe und anonyme Geburt,“ *Zeitschrift für Kindschaftsrecht und Jugendhilfe*, 2010 (10), S.360.

(2) 1999年には、バイエルン州のカトリック女性福祉協会のモーセ・プロジェクトにより、施設の職員に対して、女性が子を匿名で引き渡すことが可能となった。

(3) ドイツ倫理委員会の2009年の意見表明 (Stellungnahme des Deutschen Ethikrates – Das Problem der anonymen Kindesabgabe) を参照。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/190, S.3. ドイツ倫理委員会については、注 (26) を参照。

(4) 2000年に、ハンブルクのシュテルニ・パルクという公益団体が赤ちゃんポストを設置した。その後、赤ちゃんポストはドイツ全国にわたって設置された。匿名出産や赤ちゃんポストについては、柏木恭典『赤ちゃんポストと緊急下の女性：未完の母子救済プロジェクト』北大路書房, 2013; 高橋由紀子「ハンブルクの「捨て子の赤ちゃんプロジェクト」の援助を利用した女性たち—匿名出産とベビー・クラッペン (赤ちゃんポスト)—」『帝京法学』26 (1), 2009.3, pp.77-125 を参照した。養子を含めた日独の制度比較については、落美都里「子どもの将来から見る「赤ちゃんポスト」—ドイツの現状と比較して—」『レファレンス』689号, 2008.6, pp.53-72 を参照。

(5) 2010年5月までに匿名で引き渡された子は43人、匿名出産で生まれた子は652人、赤ちゃんポストに入れた子は278人であった。Joelle Coutinho und Claudia Krell, *Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland: Fallzahlen, Angebote, Kontexte*, Deutsches Jugendinstitut, 2011, S.11f.

や養子縁組といった公的制度もあるが、匿名出産や赤ちゃんポストは、そのような公的制度の利用をためらう女性のための制度外の実際的な取り組みであり、これらに対する法的規制はなかった。更に、匿名出産で生まれた子や赤ちゃんポストに入れられた子は、生涯産みの親を知ることがないため、子の出自を知る権利の侵害も指摘されている。

このような背景から、制度に則った秘密出産 (vertrauliche Geburt) を可能とするため、「妊婦に対する支援の強化及び秘密出産の規制に関する法律⁽⁶⁾」(以下「秘密出産規制法」)が2013年9月3日に公布され、2014年5月1日から施行されている。同法は、「妊娠の葛藤状態の回避及び克服のための法律⁽⁷⁾」(以下「妊娠葛藤法」)や身分登録法⁽⁸⁾等を改正し、秘密出産を制度化するものであった。

2014年5月1日施行の秘密出産に関する規定によれば、秘密出産においては、母の身元の記録(出自証明書; Herkunftsnachweis)が役所に保管され、子は満16歳に達するとそれを閲覧することができる。このように、新制度においては母と子の権利の衡量が図られることとなり、これが従来の匿名出産や赤ちゃんポストと大きく異なる点である⁽⁹⁾。また、秘密出産では医学的管理の下の出産が保障される。

本稿では、第I章で望まない妊娠・出産をした女性のための従来の公的制度について、第II章で匿名出産及び赤ちゃんポストといった民間

部門の実践について、第III章で新たな秘密出産の制度を紹介する。末尾に、改正後の2014年5月1日現在の妊娠葛藤法の翻訳を付す。

I 望まない妊娠・出産をした女性のための従来の公的制度

1 妊娠葛藤相談

望まない妊娠をした女性には、まず中絶という選択肢があるが、ドイツの刑法典⁽¹⁰⁾は、原則として中絶を禁止している(刑法典第218条)。しかし、一定の要件を満たす場合には中絶が認められる。この要件の一つに、妊婦が中絶の3日前までに妊娠葛藤相談所の助言を受けていることがある(刑法典第218a条第1項⁽¹¹⁾)。相談は、胎児の生命の保護を目的として行われる(刑法典第219条)⁽¹²⁾。

妊娠葛藤相談を受け付ける相談所の詳細は、妊娠葛藤法に定められている。州は、相談所を居住地近くに十分かつ複数設ける義務を負い、相談所は、州の認可を受ける(妊娠葛藤法第8条)。相談所には、地方自治体の保健局等が運営するものと、キリスト教系福祉団体等の民間運営主体が運営するものがある。民間運営主体の相談所は、州の助成を受ける。

相談は、結論を決めずに行われ、女性を勇気づけ、その理解を呼び起こすものでなければならず、教示し又は指図するものであってはならないとされている(妊娠葛藤法第5条)。この際、

(6) Gesetz zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt vom 28. August 2013 (BGBl. I S.3458).

(7) Gesetz zur Vermeidung und Bewältigung von Schwangerschaftskonflikten (Schwangerschaftskonfliktgesetz – SchKG) vom 27. Juli 1992 (BGBl. I S.1398).

(8) Personenstandsgesetz vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S.122).

(9) Deutscher Bundestag, Drucksache 16/7220, S.18f.

(10) Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S.3322).

(11) 刑法典第218a条は、妊娠中絶の処罰阻却事由を定めている。妊婦の生命に対する危険又は身体若しくは精神の健康状態に対する重い障害の危険を回避するために必要な場合(第2項)又は犯罪(強姦)による妊娠の場合(第3項)には、相談をしないで中絶することができる。

(12) 齋藤純子「ドイツにおける妊娠中絶法の統一」『外国の立法』no.201, 1997.5, pp.281-306を参照。

妊婦は、匿名で相談することができる（妊娠葛藤法第6条）。

2 養子縁組

望まない妊娠による出産をした女性は、子を養子に出すことができる。未成年者（18歳未満）の養子縁組については、民法典⁽¹³⁾第1741条から第1766条まで及び養子縁組斡旋法⁽¹⁴⁾で定められている。養子縁組の斡旋は、州及び地方自治体の青少年局の職務とされているほか、州が養子斡旋機関として認可したキリスト教系福祉団体等の民間運営主体の機関も養子縁組を斡旋することができる（養子縁組斡旋法第2条）⁽¹⁵⁾。

養子縁組には、子⁽¹⁶⁾及び実親の同意が必要である（民法典第1746条及び第1747条）。実親は、子が生後8週を経過した後、養子縁組に同意することができる。通常、実親には、養親を知らせない（民法典第1758条）⁽¹⁷⁾。養子は、養親の嫡出子の法的地位を得る（民法典第1754条）。養子は、満16歳に達すると、身分登録官庁（Standesamt）⁽¹⁸⁾において自分の出生証書の交付を受けることができ（身分登録法第63条）⁽¹⁹⁾、養子斡旋機関において出自に関する養子斡旋書類を閲覧することができる（養子縁組斡旋法第

9b条）⁽²⁰⁾。

II 制度外の実践的取組み

1 匿名出産及び赤ちゃんポスト

妊娠葛藤相談や養子縁組のような公的制度があっても、新生児の殺害や遺棄はなくなり、公的制度を利用することができない程困窮した状況にある女性を支援するために、1999年以降、匿名出産を希望する女性を受け入れる医療施設や赤ちゃんポストを設置するキリスト教系福祉団体が現れた。これらは、公的制度ではなく、公的制度を補完するものである。

2009年には、ドイツ全体で約130の医療施設において匿名出産が可能であり、約80の赤ちゃんポストが設置されていた⁽²¹⁾。1999～2010年に女性が匿名で出産した子又は赤ちゃんポストに託した子は約1,000人に上る⁽²²⁾。女性が匿名で出産した後又は赤ちゃんポストに子を託した後に翻意し、子を引き取ったり、自分の身元を施設に伝えたりする場合もあり、最終的に実親が誰であるかを知ることができない者は、2009年の時点で約500人とされている⁽²³⁾。

通常、匿名出産で子が生まれた場合又は赤

(13) Bürgerliches Gesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Januar 2002 (BGBl. I S.42, 2909; 2003 I S.738). 民法典中の養子に関する規定については、川井健「西ドイツの養子法（上）、（下）」『ジュリスト』No.782, 1983.1.15, pp.23-33, No.783, 1983.2.1, pp.48-53 を参照。

(14) Gesetz über die Vermittlung der Annahme als Kind und über das Verbot der Vermittlung von Ersatzmüttern (Adoptionsvermittlungsgesetz – AdVermiG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 22. Dezember 2001 (BGBl. 2002 I S.354).

(15) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (3), S.14. 2008年に養子に出された子の数は、4,201名である。

(16) 子が行為無能力又は14歳未満の場合には、法定代理人の同意が必要である（民法典第1746条第2項）。

(17) これは、実務上、匿名養子縁組（Inkognito-Adoption）と呼ばれる。川井 前掲注(12)を参照。

(18) ドイツでは、身分登録法の規定に基づき、出生、婚姻及び死亡が身分登録官庁において登録される。これは、日本の戸籍にほぼ相当する。身分登録法については、床谷文雄「西ドイツの身分登録・公証制度—とくに養子縁組との関連において—」『民商法雑誌』93 (3), 1985.12, pp. 430-462 を参照。

(19) 満16歳以上の子の他、養親、実親及び子の法定代理人のみ、当該子の出生証書の交付を受けることができる。

(20) 満16歳以上の子の他、子の法定代理人が、養子斡旋の書類を閲覧することができる。

(21) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (3), S.4.

(22) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/12814, S.1.

(23) ドイツ倫理委員会のウェブサイトを参照。〈<http://www.ethikrat.org/presse/pressemitteilungen/2009/pressemitteilung-06-2009>〉以下、インターネット情報は、2014年2月28日現在である。

ちゃんポストに子が入られた場合には、施設は、地方自治体の所管の青少年局に連絡し、青少年局が当該子の後見人となる（社会法典第8編第55条）。母は、生後8週までは子を連れ戻すことができる。子は、生後8週間を経過すると⁽²⁴⁾、養子縁組の手続により養子となる⁽²⁵⁾。

2 問題点

ドイツ倫理委員会（Deutscher Ethikrat）⁽²⁶⁾は、2009年に匿名の子の引渡しの問題に関する意見表明⁽²⁷⁾を発表した。この意見表明においては、匿名出産や赤ちゃんポストの現状分析が行われ、それらの法的問題が取り上げられている。次に、その主要な論点を紹介する。

匿名出産を行う医療施設や赤ちゃんポストの設置者の当初の見込みに反し、新生児の殺害や遺棄の件数は、1999年以降現在に至るまで毎年約30～40件であり、減少していない⁽²⁸⁾。そのため、新生児を殺害したり遺棄したりするほどパニックに陥っている女性は、匿名出産や赤

ちゃんポストさえ利用できる精神状態にはなかった⁽²⁹⁾。

更に、匿名出産や赤ちゃんポストは、法令違反であるとの指摘がなされている。最も重大なものは、子の出自を知る権利の侵害であり、これは基本権の侵害である⁽³⁰⁾。そのほか、家族法⁽³¹⁾や身分登録法⁽³²⁾等の規定に違反するとの指摘がある。

他方、匿名出産や赤ちゃんポストを弁護する意見としては、少なくとも子の命を救うことができること、母の自己決定権が尊重されること等が挙げられている。匿名出産や赤ちゃんポストについては、子と母の権利を比較衡量して検討しなければならず、ドイツ倫理委員会は、そのような検討の結果、匿名出産及び赤ちゃんポストの中止を勧告した⁽³³⁾。

Ⅲ 秘密出産の制度化

女性が匿名で行う出産を合法化する法律を制

(24) 子は、この8週間の間に里親（Pflegefamilie）に預けられることも多い。里親の制度については、高橋由紀子「ドイツの里親制度—児童虐待との関連から—」『新しい家族：養子と里親制度の研究』44号、2004、pp.20-35を参照。

(25) 養子縁組の手続が完了するまでに、1年以上を要することが多い。Coutinho und Krell, *op.cit.* (5), S.32. これらの手続は、州や施設により若干の違いがある。Deutscher Bundestag, *op.cit.* (9), S.9.

(26) ドイツ倫理委員会は、2001年にゲアハルト・シュレーダー（Gerhard Schröder）連邦首相（社会民主党）により連邦首相府に2008年に設置され、国家倫理委員会（Nationaler Ethikrat）を引き継ぐものであった。ドイツ倫理委員会の根拠法は、2007年に制定されたドイツ倫理委員会法である。ドイツ倫理委員会の詳細は、齋藤純子「ドイツ倫理審議会法—生命倫理に関する政策助言機関の再編」『外国の立法』no.234, 2007.12, pp.174-184を参照。
<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000292_po_023403.pdf?contentNo=1>

(27) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (3), S.8.

(28) *ibid.*, (3), S.8.

(29) *Ibid.*, S.11f.

(30) *ibid.*, S.19f. これは、基本法第2条第1項で保障される人格の自由の侵害とされている。

(31) ドイツの家族法によれば、子の母は、出産した女性であり（民法典第1591条）、子は必ず母の名と共に出生登録されるが、これが行われなため、子が親に対して求めることのできる扶養や相続の権利がなくなる。これが、家族法違反とされている。*ibid.*, S.12.

(32) 身分登録法の規定によれば、子の親、子の出生について知っている者又は出産施設の長は、子の出生を1週間以内に身分登録官庁に届け出なければならない（身分登録法第18条～第20条）。赤ちゃんポストや匿名出産においては、出生の数週間又は数か月後に青少年局が身分登録官庁に出生を届け出ることが多く、これは身分登録法第18条に対する違反とされている。*ibid.*, S.12f.

(33) トビアス・パウアー訳「赤ちゃんポスト及び匿名出産に関するドイツ倫理審議会の見解（2009年）」『文学部論叢』103号（2012）、pp.117-132. この論稿では、ドイツ倫理委員会の意見表明中の「第8章倫理的評価」及び「第9章勧告」が翻訳されている。

定しようとする試みは、2000年から見られていた³⁴⁾。さらに、2009年にドイツ倫理委員会の上述の意見表明があり、2011年にはドイツ青少年研究所 (Deutsches Jugendinstitut)³⁵⁾が2009～2011年に匿名出産及び赤ちゃんポストに関して行った調査結果³⁶⁾を発表した。

これらの議論を経て、秘密出産規制法がようやく2013年に制定された。この法律は関係法令の一部改正法であり、妊娠葛藤法の改正により秘密出産の制度が定められ、併せて国籍法や身分登録法、民法典等も改正された。連邦政府は、秘密出産規制法の施行から3年後に、同法に基づいて行われた全ての措置及び支援の効果に関する報告書を作成することとされている。以下本章において、秘密出産規正法によって改正された各法律の規定の概要を紹介する³⁷⁾。

1 妊娠葛藤法の改正

(1) 妊婦に対する支援の強化

妊婦に対する支援の強化として、第1条及び第2条が改正された。

匿名出産を希望する妊婦にとって、対面の相談で専門的な支援を受けることは非常に重要である。相談は何時でも抵抗なく利用できるものでなければならない。信頼できる永続的な制度でなければならない。このため、連邦は、母及び妊婦に対する支援並びに秘密出産の制度について周知する旨が定められた。連邦は、更に、子を養子に出す親に対する社会の理解を促進する措置を講じる。連邦は、24時間受付体制の全

国共通の相談電話番号を設け、葛藤状態にある妊婦に対して最寄りの相談所を紹介する。(妊娠葛藤法第1条第4項及び第5項。以下、この節において単に条番号を掲げる場合は、同法の条項を指す。)

匿名での出産を希望する妊婦には、社会心理的な葛藤の克服のために、相談所において詳細な面談が提供されなければならない。面談では、最初に、妊婦に対して、葛藤の原因となっている状況を克服して、子との生活を容易にするための提案が行われる。子との生活が困難と認められる場合には、妊婦がその身元を明らかにした上で、子を養子に出すことが勧められる。この場合においてもなお、妊婦が匿名での出産を希望するときに初めて、秘密出産の制度によることになる。(第2条第4項)

(2) 秘密出産

秘密出産規制法により定められた秘密出産に関する規定は、妊娠葛藤法の第6章(第25条～第34条)とされた。

秘密出産は、妊婦が身元を明らかにしないで行う出産であり、秘密出産が行われる場合には、子のために、母の身元を記録した出自証明書が相談所により発行される。相談において、秘密出産を希望する妊婦には、秘密出産の方法及び法的効果並びに子及び父の権利等について説明が行われる。秘密出産のための相談は、養子斡旋機関と協力して行われる。(第25条)

秘密出産をする場合には、妊婦は自分の仮名

34) 2000年にキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)が(BT-Drs. 14/4425 (neu))、2002年に社会民主党(SPD)、緑の党、CDU/CSU及び自由民主党(FDP)が会派共同で(BT-Drs. 14/8856)連邦議会に法案を提出し、2002年にバーデン・ヴュルテンベルク州が(BR-Drs. 506/2002)連邦参議院に法案を提出していた。その詳細は、床谷文雄「匿名出産とBabyklappen」『阪大法学』53(3/4), 2003.11, pp.184-186を参照。

35) ミュンヘンに1963年に設立された社団法人で、青少年及び家族並びにその政策に関する研究を行っている。

36) Coutinho und Krell, *op.cit.* (5). この調査結果は、匿名出産を行う施設や赤ちゃんポストを設置する施設、青少年局、並びに匿名出産を行った女性及び赤ちゃんポストを利用した女性へのアンケートやインタビューに基づき、連邦全体における子の匿名の引渡しの実態を調査し、学術的に分析したものである。

37) Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/12814, 13774を適宜参照した。

を定め、希望する子の名を複数挙げる。また、妊婦は、子の出自証明書のために自分の氏名、生年月日及び住所を相談所に申告するが、相談所はこれを有効な身分証明書により確認しなければならない。秘密出産は、相談所、出産支援施設⁽³⁸⁾、青少年局等の協力により行われる。(第26条)

母は、出産後も匿名の放棄等について相談することができ(第30条)、家庭裁判所が子の養子縁組を決定するまでは、子を連れ戻すことができる。

子は、満16歳に達すると、連邦家族・市民社会問題庁において出自証明書を閲覧することができる。母は、子に出自を知られたくない事情がなお存在する場合には、子が満15歳に達した日以降、当該事情を相談所に説明し、母の

身に及ぶおそれのある危険の防止措置等を協議した上で、子に出自証明書を閲覧させないことができる。子が家庭裁判所に出自証明書の閲覧を申し立てた場合には、家庭裁判所は、母と子の利益とを衡量して閲覧をさせるかどうかを決定する。(第31条及び第32条)

母の匿名性を確保するため、連邦が秘密出産の費用を負担する。(第34条)

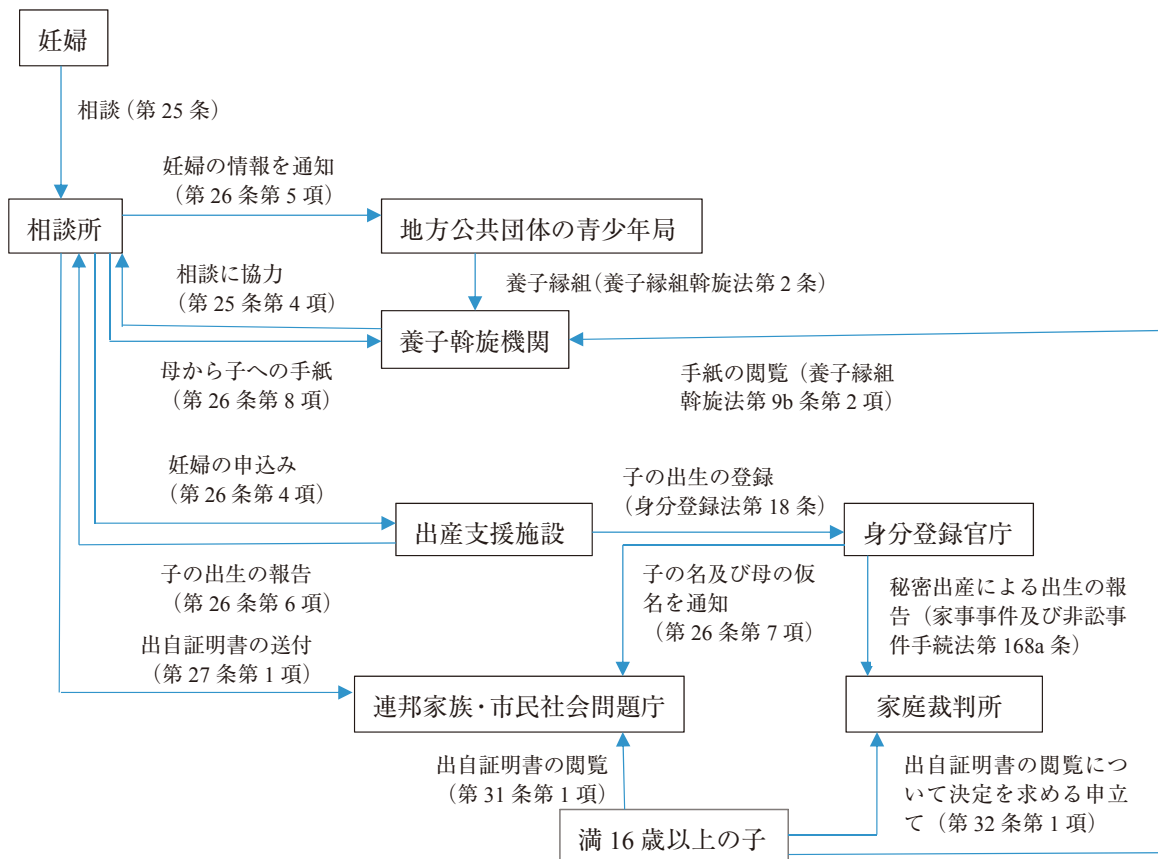
秘密出産に関する手続の流れは、下の図のとおりである。

2 妊娠葛藤法以外の法律の改正

(1) 国籍法の改正

秘密出産により生まれた子は、棄て子同様に、反証がない限り、ドイツ人の子とみなす(国籍法⁽³⁹⁾第4条第2項の改正)。

図 秘密出産に関する手続の流れ



注：単に条番号を掲げる場合は、妊娠葛藤法の条文である。
 出典：妊娠葛藤法等の規定を参照して筆者作成。

(38) 出産支援施設は Einrichtung der Geburtshilfe の訳で、匿名での出産を希望する妊婦を受け入れる医療機関を指す。

(39) Staatsangehörigkeitsgesetz vom 22. Juli 1913 (RGBl. I S.583).

(2) 身分登録法の改正

秘密出産で子が生まれたときには、出産支援施設が出生登録を行い⁽⁴⁰⁾、その際母の仮名及び母が希望する子の名をも身分登録官庁に届け出なければならない(身分登録法第18条の改正)。出生登録簿には、子の氏名、生年月日及び性別が登録される。子の氏名は、母の希望を汲んだ上、所管の行政官庁⁽⁴¹⁾が決定する(同法第21条の改正)。

(3) 家事事件及び非訟事件手続法の改正

身分登録官庁は、秘密出産による子の出生の届出があった場合には、家庭裁判所に報告しなければならない(家事事件及び非訟事件手続法⁽⁴²⁾第168a条の改正)。これは、家庭裁判所が、必要に応じて、子の後見人や里親を任命することができるようにするための改正である。

(4) 民法典の改正

秘密出産により生まれた子の母の親権(elterliche Sorge)⁽⁴³⁾は、停止する(民法典第1674a条の新設)。また、養子縁組には実親の同意が必要であるが、長期にわたり行方不明となっている親の同意は従来から不要である。改正により、秘密出産により生まれた子の母は、

長期にわたり行方不明とみなされ(民法典第1747条の改正)、養子縁組の際に実親の同意は不要となる。

おわりに

以上のように、ドイツにおいては、匿名出産や赤ちゃんポストの経験を踏まえて秘密出産の制度が創設された。しかし、規制なく行われてきた匿名出産と赤ちゃんポストの存続をめぐる賛否両論があり⁽⁴⁴⁾、これらはすぐに中止されるわけではない。

匿名出産や赤ちゃんポストを利用する女性が抱える事情は様々であるが、これらの女性は皆パニック的な不安を抱き、自分の状況や問題を言葉にすることができないという点において共通している⁽⁴⁵⁾。このような女性に公的制度を利用させるには、相当な努力が必要となろう。秘密出産制度の新設が新生児の殺害や遺棄、さらに匿名出産や赤ちゃんポストの利用の減少に繋がるか否か、母が子に出自を知らせない権利と子の出自を知る権利の折合いをどのようにつけるか等、法律施行から3年後の評価が待たれる。

(わたなべ ふくこ)

(40) Deutscher Bundestag, *op.cit.* (22), S.19.

(41) 各州法により定められる。例えば、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、複数の市町村の上に置かれた郡(Kreis)、又は規模が大きいため郡に属さない市(kreisfreie Städte)が子の氏名(身分登録法第24条第2項に規定する事務)を決定する。Verordnung zur Durchführung des Personenstandsgesetzes vom 16. Dezember 2008 (GV.NRW. S.859).

(42) Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (FamFG) vom 17. Dezember 2008 (BGBl. I S.2586, 2587).

(43) 原語に即した訳は、「親として世話する権利」。1979年の民法典改正により、elterliche Gewaltからelterliche Sorgeに言葉の用法が変更された。Elterliche Gewaltの語が、従来親権と訳されている。山田晟『ドイツ法概論Ⅱ 民法・民事手続・国際私法[第3版]』有斐閣, 1987, p.316を参照。

(44) 例えば、国際児童保護 NGO の Terre des Hommes は匿名出産や赤ちゃんポストの禁止を求めており、ドイツ助産師協会(Deutscher Hebammenverein)は匿名出産や赤ちゃんポストに賛同している。Deutscher Bundestag / Wissenschaftliche Dienste, *Von der anonymen zur vertraulichen Geburt*, 2013. (http://www.bundestag.de/dokumente/analysen/2013/Von_der_anonymen_Geburt_zur_vertraulichen_Geburt.pdf)

(45) Coutinho und Krell, *op.cit.* (5), S.17f.

妊娠の葛藤状態の回避及び克服のための法律

Gesetz zur Vermeidung und Bewältigung von Schwangerschaftskonflikten
(Schwangerschaftskonfliktgesetz – SchKG)
(2014年5月1日現在)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子訳
調査及び立法考査局ドイツ法研究会*訳

【目次】

- 第1章 啓発、避妊、家族計画及び相談（第1条～第4条）
- 第2章 妊娠の葛藤状態に関する相談（第5条～第11条）
- 第3章 妊娠中絶の実施（第12条～第14条）
- 第4章 妊娠中絶に関する連邦統計（第15条～第18条）
- 第5章 特別な場合において妊娠中絶を行う女性の支援（第19条～第24条）
- 第6章 秘密出産（第25条～第34条）

第1章 啓発、避妊、家族計画及び相談

第1条 啓発

- (1) 保健に関する啓発及び保健教育を所管する連邦保健啓発センターは、州の関与を受け、かつ、あらゆる運営主体の家族相談施設の代表者の協力を得て、保健上の予防並びに妊娠

の葛藤状態の回避及び克服の目的を達するために、様々な年齢及び人の集団に適した、性に関する啓発のための諸計画を策定する。

- (1a) 連邦保健啓発センターは、第1項の規定に準じて、知的又は身体的な障害を有する障害児及び障害者との共生に関する資料を作成する。当該資料には、第2条に規定する社会心理相談をする権利並びに〔障害者〕自助グループ、相談所、障害者団体及び障害児の保護者の団体の連絡先を記載する。医師は、第2a条第1項に規定する相談の際に、当該資料を妊婦に交付する。

- (2) 連邦保健啓発センターは、第1項に掲げる目的を達するために、避妊方法及び避妊手段を網羅的に紹介する全国共通の啓発資料を配布する。

- (3) 啓発資料は、求めに応じて個人に、さらに教材又はパンフレットとして学校及び職業教育の施設、相談所、産婦人科医、出生前診断を行う医師及び医療機関、人類遺伝学の専門

* この翻訳は、国立国会図書館調査及び立法考査局ドイツ法研究会訳「妊娠の葛藤状態の回避及び克服のための法律」（以下「妊娠葛藤法」）及び「特別な状況下において妊娠中絶を行う女性の援助のための法律」『外国の立法』no.201, 1997.5, pp.300-305を改訳し、その後の改正で加えられた条項を追加して現行の妊娠葛藤法（2013年8月28日最終改正、2014年5月1日施行）を渡辺が全訳したものである。（「特別な状況下において妊娠中絶を行う女性の援助のための法律」は、2010年の法律（連邦法律公報第I部1864頁）により妊娠葛藤法第5章となった。）ドイツ法研究会の翻訳は石井五郎氏の監訳による。当時のドイツ法研究会の構成メンバーは、芦田淳、安部さち子、河合美穂、齋藤純子、高橋鈴代、竹内秀樹、田中智子、戸田典子、山口和人である。今回掲載した翻訳は、連邦法務省とJurisの共同法律データベースであるGesetze im InternetのGesetz zur Vermeidung und Bewältigung von Schwangerschaftskonflikten (Schwangerschaftskonfliktgesetz – SchKG) vom 27. Juli 1992 (BGBl. I S.1398, das zuletzt durch Artikel 7 des Gesetzes vom 28. August 2013 (BGBl. I S.3458) geändert worden ist)を訳出したものである。〈<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/beratungsg/gesamt.pdf>〉インターネット情報は、2014年5月8日現在である。訳文中〔〕内の語句は、訳者が補ったものである。秘密出産のために新たに追加され、2014年5月1日から施行されている条文は、第1条第4項及び第5項、第2条第4項並びに第6章（第25条～第34条）である。

- 家、助産師並びに青少年活動及び教育活動の全ての機関に無償で配布される。
- (4) 連邦は、第2条第1項に規定する匿名の相談の請求権及び秘密出産の権利等、妊婦及び母親に対する支援を周知する。秘密出産については、女性が秘密出産後に匿名を放棄して子を連れ戻すことができる権利を行使する方法及び自らの保護すべき利益のために自らの身分登録データが事後に[子に対して]開示されないようにする方法をも説明する。連邦は、適切な措置により、子を養子に出す親に対する[社会の]理解を促進する。
- (5) 連邦は、相談受付用の全国共通の電話番号を設け、妊娠したことを秘密にして葛藤状態にある妊婦に対して、第3条及び第8条に規定する相談所をいつでも遅滞なく紹介することを保障する。連邦は、この相談受付用の電話番号を全国に周知し、継続的にこれを広報する。

第2条 相談

- (1) あらゆる女性及び男性は、第1条第1項に掲げる目的を達するために、性に関する啓発、避妊及び家族計画の問題並びに妊娠に直接又は間接に関わる全ての問題について、このために定められた相談所において、求めにより匿名で情報の提供を受ける権利及び匿名の相談の請求権を有する。
- (2) 相談の請求権は、次の各号に掲げる事項等について情報の提供を受ける権利である。
- 1 性に関する啓発、避妊及び家族計画
 - 2 労働生活における特別の権利等、子及び家族のための現行の家族助成の給付及び支援
 - 3 妊婦検診及び分娩費用
 - 4 妊婦に対する社会的及び経済的支援、特に金銭給付並びに住居、職場又は職業教育の機会を探し又はこれらを保持する際の支

援

- 5 障害者及びその家族のための支援で、身体的、知的又は精神的な障害を有する子の出生の前後に与えられるもの
 - 6 妊娠中絶の実施方法、中絶の身体的及び心理的影響並びにこれに伴う危険
 - 7 妊娠に関連した社会心理的葛藤の解決方法
 - 8 養子に関連した法的及び心理学的観点
妊婦には、これらに関する情報の提供のほか、請求権の行使の際並びに住居を探す際、子の保育の可能性を探す際及び本人の教育を継続する際に支援が与えられなければならない。相談には、当該妊婦の求めに応じて、第三者を関与させなければならない。
- (3) 相談の請求権には、妊娠中絶又は子の出生の後の事後ケアも含まれる。
- (4) 身元を明かさずに子を出生後に引き渡すことを希望する妊婦には、社会心理的な葛藤の克服のために、結論を決めずに、詳細な面談が提供されなければならない。面談の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
- 1 当該状況の克服及び決定のための適切な支援
 - 2 妊婦が匿名を放棄できるようにする方法又は子との生活を可能とする方法

第2a条 特別な場合における啓発及び助言

- (1) 出生前診断の結果、子の心身の健康障害が推定される切迫した理由がある場合には、妊婦に診断結果を通知する医師は、知見から得られる医学的及び社会心理的観点について、出生した子における当該健康上の障害の経験を有する医師の関与を得て、[妊婦に]助言しなければならない。助言は、一般にわかりやすい形式で、結論を決めずに行う。助言事項には、医学的、心理的及び社会的に起こりうる問題についての詳細な説明並びに身体

的及び心理的な負担を軽減することができる支援が含まれる。医師は、第2条に規定する更に詳細な社会心理的な相談の請求権について〔妊婦に〕情報を提供しなければならず、妊婦の同意を得て、第3条に規定する相談所及び自助グループ又は障害者団体を紹介しなければならない。

- (2) 刑法典第218b条第1項⁽¹⁾の規定により、〔妊娠中絶が〕刑法典第218a条第2項⁽²⁾の要件に該当するか否かを文書により確認しなければならない医師は、刑法典第218b条第1項に規定する文書による確認の前に、妊娠中絶の医学的及び心理的観点について妊婦に助言し、第2条に規定する更に詳細な社会心理的な相談の請求権について情報を提供し、妊婦の同意を得て、第3条に規定する相談所を紹介しなければならないが、ただし、第1項の規定による啓発及び相談が行われていなかった場合に限る。文書による確認は、第1項第1文に規定する診断結果の通知又は〔本項〕第1文に規定する助言後3日を経過してから行わなければならない。ただし、妊婦の身体又は生命に対する重大な危険があり、これを斥けるために妊娠中絶を行わなければならない場合には、これを適用しない。
- (3) 〔中絶の〕事由を文書で確認しなければならない医師は、文書による確認を行う際に、第1項及び第2項に規定する助言及び紹介が行われたこと又は〔妊婦が〕これらを放棄することについて、妊婦から文書による証明を

得なければならないが、これは、第2項第2文に規定する熟考期間の後に行うものとする。

第3条 相談所

州は、第2条に規定する相談のために、居住地近くの相談所が十分に提供されることを保障する。その際には、民間運営主体の相談所も助成される。相談を求める者は、多様な世界観上の傾向を有する相談所の間で選択することができるものとする。

第4条 相談所の公的助成

- (1) 州は、第3条及び第8条に規定する相談所には、住民4万人当たり1人以上の常勤の相談員又はこれに相当する人数の短時間勤務相談員が配置されるように配慮する。所定の人員を有する相談所がその活動を長期にわたり適法に遂行することができない場合には、この基準を適用しないものとする。その場合には、妊婦がその居住地から適当な距離にある相談所に行くことができるようにすることを考慮しなければならない。
- (2) 相談所は、当該行政区域における給付に関する情報を提供するため及び包括的な相談を保障するために、児童保護における協力及び情報提供に関する法律第3条⁽³⁾に規定するネットワークに参加する。
- (3) 第3条及び第8条に規定する十分な提供の保障に必要な相談所は、人件費及び物件費の

(1) 刑法典第218b条第1項は、刑法典第218a条第2項に規定する妊娠中絶の要件の存否について、妊娠中絶を行わない医師が文書により確認しなければならない旨を定めている。法務省大臣官房司法法制部『ドイツ刑法典；法務資料第461号』2007を参照。

(2) 刑法典第218a条第2項に規定する妊娠中絶の要件は、妊婦の現在又は将来の生活状況にかんがみ、妊婦の生命に対する危険又は身体若しくは精神の健康状態に対する重い障害の危険を回避するために、医師の所見により、妊娠の中絶が適切であり、この危険が他の方法では回避することができないことである。

(3) Gesetz zur Kooperation und Information im Kinderschutz (KGG) vom 22. Dezember 2011 (BGBl. I S.2975). 児童保護における協力及び情報提供に関する法律第3条は、各州において、児童保護のために、保険局、社会局、学校、警察、労働局、病院、妊娠葛藤法第3条及び第8条に規定する相談所等がネットワークを形成して協力し、様々な給付や支援の手続を調整しなければならない旨を定めている。

相当な公的助成の請求権を有する。

- (4) 細目は、州法で定める。

第2章 妊娠の葛藤状態に関する相談

第5条 妊娠の葛藤状態に関する相談の内容

- (1) 刑法典第219条⁽⁴⁾の規定により必要な相談は、結論を決めないうで行わなければならない。この相談は、女性の責任を前提とする。相談は、女性を勇気づけ、その理解を呼び起こすものでなければならない。妊娠の葛藤状態に関する相談は、胎児の生命の保護に資するものとする。

- (2) 相談は、次の各号に掲げる事項を含む。

- 1 妊娠による葛藤状態に関する相談の開始。このためには、妊婦が妊娠中絶を検討している理由を相談員に伝達することが期待される。相談においては、妊婦に対して面談及び協力の意思を強要しないものとする。
- 2 事情により必要となるあらゆる医学的、社会的及び法的な情報の提供並びに母子の法的請求権及び現に可能な支援の説明、特に妊娠の継続を図り及び母子の状態を改善するものの説明
- 3 妊婦が請求権を行使する際、住居を探す際、子の保育の可能性を探す際及び本人の教育を継続する際の支援として提供されるもの並びに事後ケアとして提供されるもの相談には、妊婦の求めに応じて、望まない妊娠を回避する方法を伝達することも含まれる。

第6条 妊娠の葛藤状態に関する相談の実施

- (1) 相談を求める妊婦には、遅滞なく相談を行わなければならない。
- (2) 妊婦は、本人の希望に応じて、相談員に対

し匿名でいることができる。

- (3) 次の各号に掲げる者の知見が必要なときは、妊婦の同意を得て、これを相談に関与させなければならない。

1 専門家、特に医学、専門医学、心理学、社会教育学、社会福祉又は法律学の教育を受けた専門家

2 障害児の早期支援において特別の経験を有する専門家

3 その他の者、特に子の実父及び近親者

- (4) 相談は、妊婦及び第3項第3号の規定により関与した者については無償とする。

第7条 相談証明書

- (1) 相談所は、相談の終了後に、第5条及び第6条に規定する相談が行われたことについて、氏名及び日付を記載した証明書を妊婦に発行しなければならない。

- (2) 相談員が、面談後、面談の継続が必要であると認める場合には、面談を遅滞なく継続するものとする。

- (3) 面談の継続により、刑法典第218a条第1項に規定する期間⁽⁵⁾を遵守することができないおそれがある場合に、相談所は、相談証明書の発行を拒否してはならない。

第8条 妊娠の葛藤状態の相談所

州は、第5条及び第6条に規定する相談のために、居住地近くの相談所が十分かつ複数提供されることを保障しなければならない。相談所は、第9条に規定する州の特別の認可を必要とする。州は、相談所として、民間運営主体の施設及び医師を認可することができる。

第9条 妊娠の葛藤状態の相談所の認可

相談所は、第5条の規定により専門的な妊

(4) 刑法典第219条は、緊急状況及び葛藤状況における妊婦への助言を定めている。

(5) 刑法典第218a条第1項は、妊娠中絶の要件の1つとして、妊娠12週以内であることを定めている。

娠の葛藤状態に関する相談を保証し、第6条の規定により妊娠の葛藤状態に関する相談を実施することができる状況にあり、特に次の各号に掲げる要件を全て満たす場合に限り、認可される。

- 1 人格的及び専門的に十分な資格を有する十分な数の職員がいること。
- 2 相談のため、必要に応じ、医学、専門医学、心理学、社会教育学、社会福祉又は法律学の教育を受けた専門家を短期間関与させることができること。
- 3 母子のために公的及び私的な支援を行う全ての機関と協力すること。
- 4 妊娠中絶を行う施設と組織的又は経済的な利害関係がなく、妊娠中絶の実施による相談施設の実質的な利害がないこと。

第10条 妊娠の葛藤状態の相談所の報告義務及び審査

- (1) 相談所は、その相談活動の根拠とする基準及び相談活動において収集した経験を、毎年報告書として記録する義務を有する。
- (2) 相談員は、第1項に規定する報告のために、行った面談に関する記録を作成しなければならない。当該記録は、妊婦及び面談に関与したその他の者の身元の推知を可能にするものであってはならない。当該記録には、相談の主な内容及び提供した支援措置を記載する。
- (3) 所管官庁は、少なくとも3年ごとに、引き続き第9条に規定する認可の要件に該当するか否かを審査しなければならない。所管官庁は、この目的を達するため、第1項に規定する報告書を提出させ、及び第2項の規定により作成された記録を閲覧することができる。相談所が第9条に規定する要件のいずれかに該当しない場合には、その認可を取り消さなければならない。

第11条 経過規定

1993年5月28日の連邦憲法裁判所の判決の判決主文II.4(連邦法律公報第I部820頁)による相談所の認可は、この法律第8条及び第9条に基づく認可と同一のものとする。

第3章 妊娠中絶の実施

第12条 拒絶

- (1) 何人も、妊娠中絶に協力する義務を負わない。
- (2) 第1項の規定は、妊娠中絶によらなければ妊婦が死亡し又は妊婦に重大な健康障害を生ずるおそれを回避するために〔妊娠中絶への〕協力が必要な場合には、適用しない。

第13条 妊娠中絶の実施のための施設

- (1) 妊娠中絶は、必要な事後処置を保障する施設に限り、実施することができる。
- (2) 州は、妊娠中絶を実施するため妊婦を通院させ又は入院させるための施設の十分な提供を保障する。

第14条 過料規定

- (1) 次の各号に掲げる行為をした者は、秩序違反とする。
 - 1 第2a条第1項又は第2項の規定に違反して、妊婦に助言を行わなかった者
 - 2 第2a条第2項第2文の規定に違反して、文書による確認を行った者
 - 3 第13条第1項の規定に違反して、妊娠中絶を実施した者
 - 4 第18条第1項に規定する情報提供の義務に従わなかった者
- (2) 前項の秩序違反をした者は、5千ユーロ以下の過料に処する。

第4章 妊娠中絶に関する連邦統計

第 15 条 連邦統計の整理

刑法典第 218a 条第 1 項から第 3 項までの要件⁽⁶⁾のもとに行われた妊娠中絶については、連邦統計を作成する。統計は、連邦統計庁が調査及び調整する。

第 16 条 調査項目、報告期間及び周期

(1) 調査は、暦年の四半期ごとに実施され、かつ、次の調査項目を含む。

- 1 報告期間中の妊娠中絶の実施（実施しなかったことの報告を含む。）
- 2 妊娠中絶の法令上の要件（相談後の妊娠中絶又は事由に基づく妊娠中絶の別）
- 3 妊婦の家族状況及び年齢並びに子の数
- 4 中絶に至るまでの妊娠期間
- 5 妊娠中絶手術の種類及び認められた合併症
- 6 妊娠中絶が行われた州及び妊婦が居住する州又は外国
- 7 妊娠中絶の実施機関の診療所又は病院の別及び病院において手術が実施された場合にあっては入院の期間

この場合において、妊婦の氏名を申告することは許されない。

(2) 第 1 項に規定する事項及び実施しなかった旨については、四半期ごとに、各四半期末に連邦統計庁に対し報告しなければならない。

第 17 条 補助的調査項目

補助的調査項目は、次の各号に掲げる事項とする。

- 1 第 13 条第 1 項に規定する施設の名称及

び所在地

- 2 再度の照会が可能なる者の電話番号

第 18 条 情報提供の義務

(1) 調査に対しては、情報提供の義務が課せられる。情報提供の義務を負う者は、各四半期の末日前 2 年以内に妊娠中絶が行われた診療所の所有者及び病院の長とする。

(2) 第 17 条第 2 号に規定する事項の申告は、任意とする。

(3) 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項を、調査の実施のため、連邦統計庁の求めに応じて報告する。

- 1 州医師会 妊娠中絶の実施又は実施の事実があった旨の指摘があったと州医師会が認める医師の施設の住所
- 2 所管の保健官庁 妊娠中絶の実施又は実施の事実があった旨の指摘があったと所管の保健官庁が認める病院の住所

第 5 章 特別な場合において妊娠中絶を行う女性の支援

第 19 条 給付請求権を有する者

(1) この章で定める給付の請求権を有する者は、妊娠中絶の資金の調達を要求することが困難であり、かつ、この法律の適用地域に住所又は常居所を有する女性とする。庇護申請者給付法⁽⁷⁾に基づく給付の請求権を有する女性には、同法第 10a 条第 3 項第 4 文⁽⁸⁾の規定を準用する。

(6) 刑法典第 218a 条は、妊婦が中絶を希望しており手術の 3 日以上前に相談を受けていることを証明した場合（第 1 項）、妊婦の生命に対する危険又は身体若しくは精神の健康状態に対する重い障害の危険を回避するために必要で医学的事由がある場合（第 2 項）、又は犯罪（強姦）による妊娠で犯罪学的事由がある場合（第 3 項）には、妊娠中絶が処罰されない旨を定めている。

(7) Asylbewerberleistungsgesetz (AsylbLG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. August 1997 (BGBl. I S.2022).

(8) 庇護申請者給付法第 10a 条第 3 項第 4 文は、同法に基づく給付の請求権を有する者に対して、連邦内務省が指定する庇護希望者中央配分機関が配分した区域（Bereich）又は州の所管官庁が割り当てた区域を、通常の滞在場所とみなす旨を定めている。

(2) 第1項にいう資金調達を要求することが困難である女性とは、金銭又は金銭価値による可処分所得が1001ユーロ（所得制限額）を上回らず、かつ、直ちに処分できる財産を所有しない者又は当該財産を処分すれば不当に困窮するであろう者とする。当該女性に扶養義務を負う子があり、当該子が未成年かつ当該女性の世帯に属する場合又は主に当該女性により扶養されている場合には、所得制限額は、子1人につき237ユーロ増額される。女性及び第2文の規定により「所得制限額」増額される子のための住居費が294ユーロを上回る場合には、所得制限額はその額だけ、最高294ユーロまで増額される。

(3) 次の各号のいずれかに掲げる場合には、第2項の要件は、満たされたものとみなす。

1 当該女性が社会法典第12編に基づく生計扶助、社会法典第2編に基づく生活保障給付、職業教育の個人助成に関する連邦雇用庁令若しくは障害者の雇用及び就業の促進に関する連邦雇用庁令で定める職業教育助成、庇護申請者給付法に基づく給付又は連邦職業教育助成法に基づく職業教育助成を現に受けている場合

2 施設、ホーム又はこれに類するものに宿泊する当該女性の費用が社会扶助又は青少年扶助の運営主体により負担されている場合

第20条 給付

(1) 給付は、社会法典第5編第24b条第4項⁽⁹⁾に掲げる給付とし、違法でない妊娠中絶の場合に限り法定疾病保険が負担するものとする。

(2) 給付は、違法でない妊娠中絶又は刑法典第

218a条第1項の要件を満たす妊娠中絶の場合には、現物給付とする。社会法典第5編に基づく給付は、この章で定める給付に優先する。

第21条 実施、所管及び手続

(1) 給付は、[女性の]申請に基づき、女性が加入する法定疾病金庫が保障する。女性が法定疾病金庫に加入していない場合には、女性は、住所又は常居所の法定疾病保険の運営主体の中から選択することができる。

(2) 手続は、女性の求めに応じて、文書で行う。第19条の要件が存在する場合には、疾病金庫は、費用引受の証明書を遅滞なく発行する。事実は、疎明しなければならない。

(3) 給付の請求権を有する者は、第2文に規定する報酬で妊娠中絶手術を行う意思のある医師及び施設の中から選択することができる。医師及び施設は、疾病金庫が加入者のために、違法でない妊娠中絶に際して、第20条に規定する給付に対して支払う報酬の請求権を有する。

(4) 医師及び施設は、第2項第2文に規定する証明書を発行した疾病金庫に対して、第20条に規定する給付について費用を請求する。請求に際しては、妊娠中絶がこの法律第13条第1項に規定する施設において刑法典第218a条第1項、第2項又は第3項⁽¹⁰⁾の要件を満たして実施されたことを証明しなければならない。

(5) 全ての手続を通じて、妊娠という特別な状況を考慮して女性の人格権を尊重しなければならない。関係機関は、協力して各業務が有効に補完し合うように努めるものとする。

(9) 社会法典第5編第24b条は、妊娠中絶及び不妊手術について定めており、その第4項は、麻酔や鎮痛剤の使用、他の医師の補助等は、疾病金庫の給付から除外される旨を定めている。

(10) 前掲注(6)参照。

第 22 条 費用の償還

州は、この章の規定により法定疾病金庫が負担した費用を償還する。予算技術上の手続及び所管官庁等の細目は、州が定める。

第 23 条 管轄する裁判所

この章に定める事案に関する公法上の紛争は、社会裁判所が決定する。

第 24 条 所得制限額の改定

第 19 条第 2 項に規定する金額は、法定年金保険の現行の年金価額が変動する百分率に応じて改定するものとし、1 ユーロ未満の端数は、四捨五入しなければならない。連邦家族・高齢者・女性・青少年省は、改定後の金額を連邦官報で公示する。

第 6 章 秘密出産

第 25 条 秘密出産に関する相談

- (1) 身元を明かさないことを希望して第 2 条第 4 項の規定により相談する女性には、秘密出産が可能であることについて情報を提供しなければならない。秘密出産とは、妊婦が身元を明かさないで、かつ第 26 条第 2 項第 2 文に規定する事項を申告した上で行う分娩をいう。
- (2) 相談の優先的な目標は、妊婦に医療的な分娩を可能とし、妊婦が子との生活を決意することができるような支援を提供することとする。相談は、特に、次の各号に掲げる事項を含む。
 - 1 手続及び秘密出産の法的効果に関する情報
 - 2 子の権利に関する情報。その際、実母及び実父を知ることが子の成長にとって有する重要性を強調しなければならない。
 - 3 父の権利に関する情報

- 4 養子縁組手続の通常の経過及び完了に関する説明
 - 5 女性が、秘密出産後に匿名を放棄して子を連れ戻すことができる権利
 - 6 第 31 条及び第 32 条に規定する手続に関する情報
- (3) 第 2 項第 2 文第 2 号及び第 3 号に規定する情報の提供により、出自及び引渡し of 事情に関する情報をできる限り包括的に子に伝達しようという妊婦の意思を促進するものとする。
 - (4) 相談及び専門的支援は、養子斡旋機関と協力して行うものとする。
 - (5) 女性が秘密出産を拒否した場合には、当該女性に対し、今後いつでも匿名の相談に応じて支援を行うことを伝達しなければならない。

第 26 条 秘密出産の手続

- (1) 秘密出産を希望する妊婦は、次の各号に掲げる事項を決める。
 - 1 秘密出産の手続上の妊婦の氏名（仮名）
 - 2 子のための一又は複数の男女別の名
- (2) 相談所は、子の出自に関する証明書を発行しなければならない。このために、相談所は、妊婦の氏名、生年月日及び住所を記録し、妊婦の身元を確認することができる有効な証明書に基づいてこれを確認する。
- (3) 出自証明書は封筒に入れ、封筒は、無断で開封することができないよう封をしなければならない。封筒の表には、次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 1 出自証明書が入っている旨
 - 2 [妊婦の] 仮名
 - 3 子の出生地及び生年月日
 - 4 第 4 項の規定により [妊婦について] 申し込みが行われた出産支援施設の名称及び住所又は出産支援を行う資格を有する者の

氏名及び住所

5 相談所の住所

- (4) 相談所は、秘密出産である旨を添えて、出産支援施設又は出産支援を行う資格を有する者に対し、仮名で妊婦について申し込む。妊婦は、この施設又は者を自由に選ぶことができる。相談所は、申込みの際、第1項第2号の規定により決められた子の名を通知する。
- (5) 相談所は、子の出生地を所轄する青少年局に次の各号に掲げる事項を通知する。
 - 1 妊婦の仮名
 - 2 出産予定日
 - 3 第4項の規定により〔妊婦について〕申し込みが行われた出産支援施設又は出産支援を行う資格を有する者
- (6) 妊婦が出産した出産支援施設の長は、第4項第1文に規定する相談所に対し、遅滞なく、子の生年月日及び出生地を報告する。自宅出産の場合には、出産支援を行う資格を有する者についても同様とする。
- (7) 身分登録官庁は、連邦家族・市民社会問題庁に対し、〔出生の〕登録をした子の名及び母の仮名を通知する。
- (8) 相談所は、養子斡旋機関に母の子に対する手紙を送付し、養子斡旋機関においてはこれを斡旋書類の一つとするが、子の養子縁組が成立しない場合には、母の子に対する手紙は連邦家族・市民社会問題庁に送付される。

第27条 出自証明書の取扱い

- (1) 相談所は、子が出生したことを知ったときには、直ちに出自証明書が入った封筒を連邦家族・市民社会問題庁に送付する。
- (2) 連邦家族・市民社会問題庁は、出自証明書が入った封筒の表に、第26条第7項の規定により身分登録官庁から通知された子の名を記入する。

第28条 秘密出産の世話のための相談所

- (1) 第3条及び第8条に規定する相談所は、この章に定める秘密出産の手続を適法に行うことを保障する場合、並びに人格的及び専門的に十分な資格がある専門相談員がいる場合には、秘密出産に関する相談に応じることができる。
- (2) 第3条及び第8条に規定する相談所は、秘密出産に関する相談を居住地近くで行うために、第1項に規定する専門相談員を増員することができる。

第29条 出産支援施設又は自宅出産における相談

- (1) 妊婦の身元を確認しないで分娩のために妊婦を受け入れる出産支援施設の長は、その行政区域の第3条及び第8条に規定する相談所に対し、遅滞なく〔妊婦の〕受入れを報告しなければならない。自宅出産の場合には、出産支援を行う資格を有する者についても同様とする。
- (2) 報告を受けた相談所は、この章の定める基準に従って、第28条に規定する専門相談員が遅滞なく妊婦の秘密出産に関する相談に応じることができるようにする。ただし、妊婦は、相談を強要されてはならない。
- (3) 相談所は、子を既に出産している女性に対しても、第2項に規定する義務を負う。

第30条 子の出産後の相談

- (1) 母には、出産後も、第2条第4項並びに第25条第2項及び第3項に規定する相談が提供されなければならない。出自証明書が発行されていない場合においても、同様とする。
- (2) 相談所は、子の連れ戻しに関する相談においては、その母に対し、当該行政区域における親に対する給付に関する情報を提供する。母に子を連れ戻す意思がある場合には、相談

所は、母が支援を受けるように勧める。相談所は、社会心理学的な葛藤を克服するための支援を引き続き妊婦に提供する。

第 31 条 出自証明書を閲覧する子の権利

- (1) 秘密出産により出生した子で 16 歳に達したものは、連邦家族・市民社会問題庁において保管された出自証明書を閲覧し又はその複写を要求する権利を有する（閲覧権）。
- (2) 母は、子の閲覧権に反する事情がある場合には、当該子が 15 歳に達した日以降、第 26 条第 1 項第 1 号に規定する仮名により、第 3 条及び第 8 条に規定する相談所においてこの事情を説明することができる。この際、母は、第 26 条第 3 項第 2 文第 3 号に規定する事項を相談所に伝達しなければならない。相談所は、母に対して提供できる支援を示し、懸念される危険を防止するために講ずることが可能な措置を協議する。相談所は、子は裁判により閲覧権を主張することができる旨を伝達しなければならない。
- (3) 母が第 2 項の規定により事情を説明してその意思を変更しない場合には、母は、家事事件手続において母に代わりその権利を主張する者又は機関（手続代理人）を指名しなければならない。手続代理人は、母の同意なく、母の身元を明かしてはならない。相談所は、この者又は機関が手続代理人を引き受けて家庭裁判所がこの者又は機関と連絡を取れるように母が手配しなければならない旨を、母に伝達しなければならない。相談所は、連邦家族・市民社会問題庁に対し、母の事情説明及び母が指名する者又は機関を遅滞なく報告しなければならない。
- (4) 連邦家族・市民社会問題庁は、母が第 2 項第 1 文の規定により事情を説明し、第 3 項第

1 文の規定により [手続を代理する] 者又は機関を指名した場合には、第 32 条に規定する家事事件手続が終了するまで、子に [出自証明書を] 閲覧させてはならない。

第 32 条 家事手続

- (1) 連邦家族・市民社会問題庁が第 31 条第 4 項の規定により子に出自証明書を閲覧させない場合には、家庭裁判所は、子の申立てに基づき、閲覧権について決定する。家庭裁判所は、子の閲覧により懸念される [実母の] 身体、生命、健康、身体的自由又は類似の保護法益に対する危険に鑑みて身元の秘密を保持する実母の利益が、子の出自を知る利益を上回るか否かを審査しなければならない。[本項に規定する申立てに係る事件は、] 子が常居所を有する地区の家庭裁判所の管轄に専属する。第 3 文の規定による管轄裁判所がドイツの裁判所でない場合には、ベルリンのシェーネベルク区裁判所の管轄に専属する。
- (2) 以下に別段の定めがある場合を除き、この手続については、家事事件及び非訟事件の手続に関する法律⁽¹⁾第 1 編の規定を準用する。
- (3) 家事事件手続の当事者は、次の各号に掲げる者とする。
 - 1 子
 - 2 連邦家族・市民社会問題庁
 - 3 第 31 条第 3 項第 1 文の規定により指名された手続代理人

裁判所は、母から意見聴取をすることができる。この意見聴取は、他の当事者がいない所で行わなければならない。当事者には、母を匿名とした上、意見聴取の結果を伝達しなければならない。家庭裁判所の決定は、確定と同時に効力を生ずる。決定は、母に対して有利か不利かを問わず、その効力を有する。

(1) Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit (FamFG) vom 17 Dezember 2008 (BGBl. I S.2586, 2587).

この手続に必要な費用は、徴収しない。家事事件及び非訟事件の手続に関する法律第174条⁽¹²⁾の規定を準用するものとする。

- (4) この手続において裁判所が定める期限内に手続代理人及び母が意思表示をしない場合には、第1項第2文に規定する母の保護法益は、ないものとする。
- (5) 子の申立てが却下された場合には、子は、決定の確定から3年後に、家庭裁判所に対して再び申立てをすることができる。

第33条 記録義務及び報告義務

- (1) 相談所は、妊婦を仮名として、全ての面談に関する記録を作成し、次の各号に掲げる事項等を記載する。
 - 1 第26条第4項及び第5項の規定により通知した事項
 - 2 第26条第2項の規定による適法な記録及び第27条第1項の規定による出自証明書を送付
 - 3 第26条第8項に規定する手紙の作成及び送付
[この際、]妊婦の匿名を守らなければならない。

- (2) 相談所は、当該記録に基づいて、秘密出産について収集した経験に関する報告書を毎年作成する義務を負い、当該報告書を州の所管官庁を通じて連邦家族・市民社会問題庁に送付する。

第34条 費用負担

- (1) 連邦は、出産及び産前産後に必要な費用を負担する。費用負担は、妊娠及び母性保護のための法定疾病保険の報酬に準じて行う。
- (2) 出産支援が行われた施設の長、出産支援を行った出産支援を行う資格を有する者その他の関係する出産支援提供者は、その費用を直接連邦に請求することができる。
- (3) 母が出産後、出生登録に必要な事項を申告した場合には、連邦は、第1項の規定により負担した費用を償還するよう疾病保険に請求することができる。
- (4) 第2項及び第3項に規定する事務は、連邦家族・市民社会問題庁が行う。
- (5) 第3項の場合には、身分登録官庁は、連邦家族・市民社会問題庁に対して、母の氏名及び住所並びに仮名を通知する。

(わたなべ ふくこ)

(12) 家事事件及び非訟事件の手続に関する法律第174条は、出自に関する事件に未成年者が関係する場合には、裁判所は、この者に手続補佐人（Verfahrensbeistand）を選任しなければならない旨を定めている。